

世界遺産講座

第5講

世界遺産の登録まで

世界遺産講座第5講では、世界遺産登録までの流れを紹介します。

2019年7月6日午後5時36分（日本時間）、日本で23件目の世界遺産、「百舌鳥・古市古墳群」が誕生しました。堺市をはじめとした構成資産を持つ自治体が用意したパブリックビューイング会場はいずれも満員となり、登録の決定が宣言されると会場は大いに盛り上がり、大阪府民だけではなく、日本国民の多くが喜びを分かち合いました。この登録の瞬間を迎えるまでは、多くの厳しい審査が待ち受けています。今回は、世界文化遺産の登録までの流れについて紹介します。

それぞれの国が有する文化財を世界遺産に登録するには、まず世界遺産条約を締結する必要があります。いくら素晴らしい文化財を有していても、この条約を締結しなければ、世界遺産として推薦することすらで

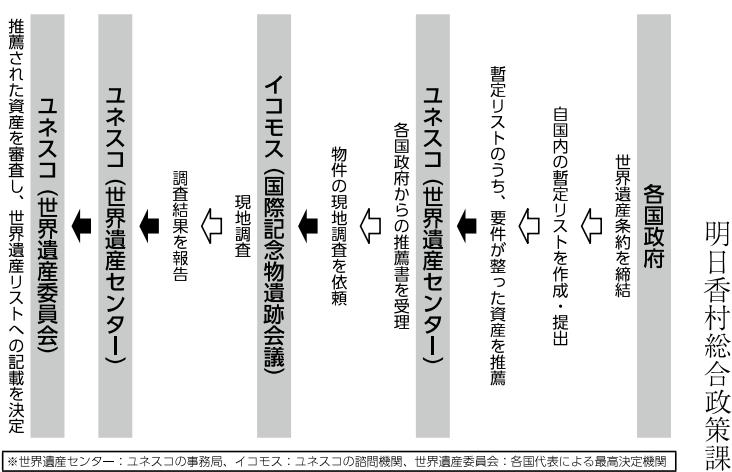
きません。条約に締結した国は世界遺産にふさわしいと考える資産のリストである暫定リストを作成し、ユネスコに提出します。この暫定リストに記載された資産の中から、推薦の要件が整ったものを1年に1件（文化遺産・自然遺産を合わせて1件）までユネスコに推薦することができます。推薦する資産を確実に登録するには、それにふさわしい資産である必要があります。そのため、日本では、文化庁の文化審議会世界文化遺産部会において審議し、推薦の決定について了解を得なければなりません。文化審議会による推薦が決まるとき、日本国政府として推薦を閣議了解し、ここで初めて日本国としてその資産をユネスコに推薦することができます。「不記載」は記載にふさわしくないもので、基本的にその資産については再推薦ができません。

各国政府からユネスコへ推薦されることはできます。各国情報によると、日本政府は、世界遺産登録までの流れを以下のように示しています。

- ① **推薦された資産を審査し、世界遺産リストへの記載を決定**
- ② **ユネスコ（世界遺産委員会）** → **調査結果を報告**
- ③ **イコモス（国際記念物遺跡会議）** → **各国情報によると、日本政府から推薦書を提出**
- ④ **世界遺産委員会の審議** → **世界遺産登録までの流れを示す**

世界遺産登録までには政府の閣議了解を得ての推薦から、世界遺産委員会による審議まで概ね1年半程度の期間を必要とします。この期間は当然ですが、暫定リストの記載から元などにあたるユネスコの協力機関（NGO）で、文化財の保存や復元などが現地でも行われ、推薦された資産の全ての保全が適切に行われているか、保存管理に関する取り組みが行われているか、来訪者へ適切な情報が提供されているか、さらには地域住民の方々が資産にどのように関わっているかなどの項目があります。

この現地調査の結果に基づき、イコモスがユネスコへ評価報告書を提出します。この報告書とともにユネスコの世界遺産委員会で審議が行われ、「記載」「情報照会」「記載延期」「不記載」の四段階で決議されます。「記載」は世界遺産一覧表に記載するもので、いわゆる世界遺産登録です。「情報照会」は資産に対して追加情報の提出を求めた上で、次回以降に再審議するものです。「記載延期」は改定を必要とするもので、推薦書の再提出後、約1年半をかけて再度イコモスの審査を受ける必要があります。「不記載」は記載にふさわしくないもので、基本的にその資産につい



※世界遺産センター：ユネスコの事務局、イコモス：ユネスコの諮問機関、世界遺産委員会：各国代表による最高決定機関